

# 平成27年度事業計画

## 【展望と重点事業】

平成27年度について、日司連は、「司法書士制度が市民生活に有用な制度としてさらなる発展をしていくため、未来を築く土台を強固なものとする原点回帰を図り、多様化する社会問題に的確に対応する職能としての深化を目指す」という基本方針を示しています。

この基本方針を受け、本会は、「司法書士の使命及び職責は、国民の権利の擁護と公正な社会の実現にあり、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」との自覚を会員に促し、会員が適正で信頼性が高い業務を遂行していくための、執務の改善進歩を目標とした事業執行をしてまいります。

本会は、司法書士法や関係法令及び制度の歴史的経緯を改めて辿り、政治や行政、市民の現状を的確に把握して、時代の流れと共に変化する社会に対応できる会員の指導と会員への情報提供をしていかなければならず、また、会員が地域の担い手として、地域事情を抱えた市民のニーズに応えることによって、従来から謳ってきた「県民に身近なくらしの法律家」であることを正に顕示することができると考えています。

以上を踏まえ、本会では、次の重点事業を中心とした事業を展開します。

### 1 会員の執務の適正化及び資質の向上を図るための研修の充実

県民の権利の保護に寄与するためには、第一に、会員の執務の適正化及び資質の向上を図ることです。そのため、会員に対する指導と情報提供の機会を設け、研修を充実させ、職責の意義と司法書士としての倫理の自覚を会員に促していくことが肝要です。

研修については、研修を必要とする意義を改めて検証し、各種研修における内容の充実と会員が参加しやすくなるための支部研修に対する支援の強化が必要です。

研修は司法書士の能力担保の証であり、会員の単位取得は市民に対する司法書士の責務であって、研修の実施は本会の責務です。このため、本会が進める研修義務化における取得単位の12単位は、一つの目安であって、業務を行う専門家としての最低限の義務であるということを念頭に、本会は会員全員の単位取得達成を目指して事業を実施していきます。

なお、日司連は、不正事件の再発防止策として、今後、単位会（事務局を含む）及び会員の指導に関する具体的取り組みを示してくる可能性があります。本会執行体制や会員に対する指導責任は、本会が自らの問題として真摯に取り組むべきであり、単位会としての自治が失われないよう慎重に判断すべきと考えます。

## 2 本会の危機管理体制の整備及び効率的な執行体制の確立

最近の自然災害等の対応として、会員の安否確認及び連絡体制の確立等、本会における危機管理体制の最低限の整備が急務であって、災害対策マニュアルの作成や日頃の実践的訓練等によって、緊急時に本会組織内部のスムーズな連携を図って柔軟な執行ができる協働態勢を整えなければなりません。

また、日常の事業執行にあっては、目標を共通のものとするができるよう役員同士が意識を高めるとともに、事務局体制を含む効率的な執行体制の確立を図る必要があります。事業広報の有効活用を図るため、常任理事会への広報担当理事の参加を原則とする等、従来の体制に囚われない積極的な施策も試行します。

更に、何より本会と会員との距離感を無くし、また、会員が孤立化することを防ぐためにも極めて重要ですので、各地域の会員を最も把握している支部との連携強化を今以上に推進しつつ、事業執行を通じて、会則及び規則等の改正を伴う組織の再編の必要性についても検討します。

## 3 公益活動の推進

本会の公益活動に関する規程の施行により、従来以上にプロボノ精神を培い、震災被災者の継続的支援をはじめ、法律相談事業や市民法律教室事業、現代社会が抱える貧困・自死・高齢者被害・犯罪被害者問題等に対する公益活動にも積極的に取り組んでいきます。

## 4 広報を活用した相続登記関連業務の推進

高度情報化社会にあっては、市民に更に「司法書士」をPRする必要がありますが、限られた予算の範囲内における広報活動になりますので、単に「司法書士」の名前をPRするだけでなく、業務を通じた効果的な広報活動を展開していくことが必要です。そのためには、市民に身近な問題である業務を取り上げ、年間を通じた活動から業務実績を上げることで県民に周知していくことが重要ではないかと考えます。

折しも、27年度は、本会が、関東ブロック司法書士会協議会の『司法書士市民公開講座』の実施当番会となることから、この機会に県民に改めて司法書士の存在を知ってもらうため、元来、司法書士＝「登記」という印象を活かして、テーマは、市民に身近な問題である「相続登記関連業務」を取り上げて、「県民に身近なくらしの法律家」である司法書士の存在意義を示していきたいと考えています。

## 【各部の事業】

### ≪ 総務部 ≫

- 1 会員の職能倫理の向上のための適正な会員指導の実施
  - (1) 重要な事例等の会員への注意喚起
  - (2) 倫理に関する研修会の実施及び年次研修（日司連、関ブロ研修）への対応
  - (3) 懲戒申立にかかる調査の全件委嘱制度についての担当者研修の実施
- 2 会員に対する情報提供等の充実
  - (1) 会報「信濃」の企画・発行
  - (2) 会員専用Webページの管理、運営及び活用方法の検討
  - (3) 各種通知等の電磁的記録による伝達方法への移行準備
- 3 司法書士の公益的活動（プロボノ活動）の推進
  - (1) 公益的活動（プロボノ活動）の個別活動・需要の情報収集
  - (2) 公益的活動（プロボノ活動）に関する規程の会員への周知及び啓発
- 4 執行体制・事務局体制について、見直し事項の抽出検討
  - (1) 事務局の負担軽減のための役割分担の検討
  - (2) 中長期を見据えた執行部及び事務局の機能の合理化・効率化の推進
- 5 関係団体との司法書士制度を取り巻く最新情報の交換及び課題等の検討
- 6 司法書士法改正に向けての対応
  - (1) 情報収集と対応の検討
- 7 地域司法（司法過疎）対策事業の推進
  - (1) 業務対応可能アンケート調査結果の分析と有効活用方法の検討
  - (2) 会員間の業務連携の推進
- 8 他会及び隣接職能団体等との情報交換
  - (1) 士業三者（司法書士・弁護士・税理士）懇談会の開催
  - (2) 四会（長野・広島・京都・静岡）交流会の開催
  - (3) 法務局・司法書士会・土地家屋調査士会連絡会の開催
- 9 会館の維持管理に関する検討
  - (1) 防災上の観点からの各種備品の点検及び整備
  - (2) 什器備品等の再点検
- 10 危機管理体制の整備
  - (1) 会員の緊急連絡先の登録システムの確立と運用
  - (2) 会組織及び事務局の危機管理体制の見直しと検討
- 11 司法書士業務賠償責任保険制度の検討
  - (1) 業務賠償責任保険の一括加入への移行に関する情報収集及び必要的検討
- 12 広報活動の充実
  - (1) 制度広報の検討及び実施
  - (2) 事業広報の強化・拡大
- 13 関ブロ市民公開講座の主管

## ≪ 経理部 ≫

- 1 健全財政を維持するための効率的運営方法の検討
  - (1) 長期的な見地からの財政基盤の安定に向けた検討
  - (2) 予算執行に関する管理
  - (3) 特別会計についての今後の見通しについての検討
  - (4) 会計専門職（会員）の会計事務への関与の実施

## ≪ 業務部 ≫

- 1 登記業務対策事業
  - (1) 登記業務の適正・円滑な執務に向けての検討
  - (2) オンライン申請の推進
  - (3) 権利登記研究委員会の開催
  - (4) 登記から見た小規模企業支援に資する業務の検討と実施
  - (5) 法務局窓口相談照会事例の情報収集と提供
  - (6) 相続登記関連業務への対応
- 2 裁判業務対策事業
  - (1) 家事事件の受託推進と業務の充実
  - (2) 本人訴訟支援業務の充実
  - (3) 簡裁訴訟代理関係業務の推進
  - (4) 認定司法書士研修会の企画・実施
  - (5) 少額事件受託推進助成制度の利用促進等
  - (6) 法律扶助の推進
- 3 社会問題対策事業
  - (1) 長野県等が主催する会議等への参加と事業への協力
  - (2) 生活困窮者支援事業の実施
  - (3) 労働問題への対応
  - (4) 犯罪被害者支援事業の推進
  - (5) 自死問題への対応
  - (6) クレサラ・特殊詐欺・悪質商法被害等への対応
  - (7) 反社会的勢力問題への対応
- 4 司法書士法施行規則31条業務等対策事業
  - (1) 規則31条業務の検討と推進
  - (2) 民事信託に関する検討
- 5 民法改正対策事業
  - (1) 日司連主催の研修会等からの情報収集と会員への発信
- 6 職務問題対策事業
  - (1) 法務局が実施する「司法書士法違反の調査」への協力
  - (2) 隣接職能の司法書士法違反に対する対応
  - (3) 会員の職域問題意識向上に資する事業

- 7 緊急対策事業
- 8 県・国への政策要望等の検討
- 9 後見・財産管理関連業務の検討

## ≪ 研修部 ≫

- 1 会員研修会の開催（年2回）
  - (1) 司法書士業務を行うための基礎的素養及び一定の能力を身に付けるための研修会の開催
- 2 ブロック研修会の開催（北信・東信・中信・南信ブロックの4か所）
  - (1) 県内を4ブロックに分けて、いくつかのブロックにおいて生講義を行い、これを収録したDVD研修会を他のブロックで開催（各ブロック年1回）
- 3 新人研修会の実施（日司連新人研修実施要領による）
  - (1) 集合研修の実施及び運営
  - (2) 配属研修の実施
- 4 新人継続研修会の実施（年2回）
  - (1) 26年度及び27年度の登録会員を対象とする集合研修の実施及び運営
- 5 支部研修会への支援
  - (1) 支部研修における必要開催単位数の依頼及び情報提供
  - (2) 支部研修会への講師派遣
  - (3) 26年度までの本会研修会・日司連・関ブロ研修会等のビデオ（DVD）による研修の斡旋
- 6 専門実務研修会の開催（年4回）
  - (1) 市民のニーズに応えるより高度かつ専門性を養うための研修の実施
- 7 ビデオ研修会の開催（年3回）
  - (1) 26年度までの日司連・本会研修会等のビデオ（DVD）による集合研修
- 8 専門実務研究の推進
  - (1) 特定の分野を高度に研究するグループとして、研究グループの設置
  - (2) 研修等による研究成果の会員への還元
- 9 単位の認定・管理
  - (1) 所定単位達成のための研修の実施と研修情報の提供
  - (2) 日司連研修オンデマンド（研修ライブラリ・eラーニング）等の研修情報の提供
  - (3) 単位取得状況を向上させるための施策の検討と対応
- 10 日司連、関東ブロック研修への対応
  - (1) 日司連、関東ブロック研修委員（会員研修・新人研修の各運営委員）の派遣並びに協力及び情報収集
  - (2) 司法書士特別研修への協力
  - (3) 各種研修会への派遣

## 11 研修義務化に伴う研修体制等の検証・検討

- (1) これまでの研修内容、研修体制の検証
- (2) 今後の研修体制の検討
- (3) 研修規則・実施規程等の周知・対応策等の検討

※ 27年度の研修会実施計画（一覧）については、6月頃にお知らせします。

## 《相談事業部》

### 1 司法書士総合相談センターの運営

- (1) 常設電話相談事業の実施
- (2) 県下一斉司法書士無料法律相談事業の支部への委託実施
- (3) 常設相談事業の支部への委託実施
- (4) 相続登記はお済みですか月間の実施
- (5) 相談センター主催の特別相談会の実施
- (6) 司法書士総合相談センターの組織整備及び運営

### 2 国民への法的サービスの実施

- (1) 未成年者（主に高校生）対象の消費者教育の実施と講義資料集の更新、法律教室の運営
- (2) 市民を対象とした市民法律教室の開催
- (3) 法教育実施に向けた研究
- (4) 他機関・他団体主催の研修会、講演会等に対する講師の派遣
- (5) 東日本大震災の被災者を対象とした相談活動への対応

### 3 司法支援センター（法テラス）地方事務所への対応

- (1) 本会等が実施する相談会及び相談窓口に関する情報の提供
- (2) 法律扶助審査委員及び窓口対応専門職員への対応と推薦
- (3) 法テラスが主催する地方協議会、相談会等への協力

### 4 司法書士調停センターの運営

- (1) 調停の実施
- (2) 調停センターの対外的広報活動の実施
- (3) 手続実施者の養成と拡大のための研修会・トレーニング等実施又は派遣
- (4) 手続実施者名簿の更新及び管理
- (5) 会員向け（対内的）啓発活動の実施